

令和5年度東大阪市住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)にかかる口座変更届出書

(宛先)東大阪市長

市受付印

令和5年度東大阪市住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)の振込先について、物価高騰対策給付金の振込口座が使えないため、下記のとおり変更を届け出ます。

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	S・H 年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座

指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年8月30日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、「こども加算」が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『令和5年度東大阪市住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)にかかる口座変更届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類のコピー』
※通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーを添付してください。
- 『届出者の本人確認書類のコピー』いずれか1点
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピーを添付してください。